



鳩まち推第 3119 号
平成 19 年 5 月 1 日

国土交通省道路局長 様

鳩山町長 保 積



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について(回答)

平成 19 年 4 月 2 日付国道企第 114 号で依頼のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。

(問合せ先) 鳩山町役場 まちづくり推進課
道路河川担当 石 川
TEL049-296-1211(内線 113)
FAX049-296-2594
E-mail:iishikawa@town.hatoyama.lg.jp

中期的な計画の作成にあたっての意見書

道路は、地域住民の日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は町民共通の願いである。

本町においても、少子・高齢化が進展している中で、活力のある地域づくりを推進していくためには、町内外の道路網の整備が重要な課題であり、地域生活関連道路や周辺市町との連携を進めるための県道整備などに対する町民の期待は大きいものがある。

こうした中、国においては、行政改革推進法に基づき、道路特定財源の一般財源化を基本方針とする見直しの論議がなされているところであるが、道路整備に対する町民の要望は依然として高いことを踏まえ、引き続き広域ネットワークの骨格となるべき幹線道路の整備やスマートインター設置等の推進を図るべく、下記事項について配慮されることをお願いしたい。

記

1. 活力ある地域づくりや救急医療体制を支えるため、地域間の遅れた道路改良に努めるとともに、歩道設置率の向上やバリアフリー化を進めるなど、道路を利用する誰もが安全で快適に通行できる道路環境づくりを優先的に推進すること。また、交差点の立体化や右折帯の設置などによる交差点改良を重点的に進め、交通渋滞の解消を図ること。
2. 今後の幹線道路等の整備については、道路行政マネジメントにより、目標設定→事業推進→達成後評価→次施策への反映、といったサイクルを循環させ、より効率的な道路行政の運営を目指すこと。
3. 地方の道路整備財源は大幅に不足しており、道路特定財源の直轄事業負担金への充当やまちづくり交付金などの見直しにより、地方が真に必要としている道路を計画的に整備できるよう、制度の変更・充実を促進すること。また、既設道路の老朽化が懸念されるため、適切な維持管理が実施できるよう必要な財源の確保を図ること。